



神奈川県

KANAGAWA

<https://www.pref.kanagawa.jp/>

報告資料 2 - 1

第8次保健医療計画の策定について

目次

- 1 8次計画策定の概要**
- 2 8次計画策定のポイント**
- 3 関係会議体での議論**
- 4 今後のスケジュール**

1 8次計画策定の概要

○概要

項目	内容
策定の趣旨	医療を取り巻く環境が大きく変化する中、本県の実情に即した効率的で質の高い保健医療提供体制を整備するため、第8次の計画を策定する
計画の性格	医療法第30条の4第1項の規定により策定する法定計画であり、県の保健医療システムの目指すべき目標と基本的方向を明らかにするもの
計画期間	令和6年度から令和11年度までの6年間
対象区域	県内全市町村

2 8次計画策定のポイント①

○保健医療圏と基準病床数について

項目	内容
二次保健医療圏	8次計画でも現行の9圏域を継続する ※県保健医療計画推進会議及び各地域医療構想調整会議において議論し、ご同意済み
基準病床数	国が示した計算式により算出することとされているが、各地域の意見を聞きながら今後検討を進める

2 8次計画策定のポイント②

○新たに8次計画から追加する項目

項目	内容
(1) 新興感染症対策	国の医療計画策定指針により、第8次計画から新たに事業として位置づけられこととなった「新興感染症」を項目として追加
(2) 医療DXの推進	医師の働き方改革や生産年齢人口の減少により、今後は限られた医療資源を効率的・効果的に活用していく必要があることから「ICT、デジタル技術の活用」を推進していくこととし、「医療DXの推進」を項目として新たに追加
(3) ロジックモデルの導入	計画策定後の進捗管理をより適切に行うため、達成すべき目標と取り組むべき施策の関連性を体系的に整理した「ロジックモデル」を新たに導入

2 8次計画策定のポイント③

○その他、7次計画からの主な追加要素

項目	主な追加要素
第2部第1章第2節 精神科救急	●国指針を踏まえ、薬物等の依存症に対して専門治療を行う依存症専門医療機関・依存症治療機関（6医療機関）を記載
〃 〃 第4節 周産期医療	●国指針を踏まえ、医師の勤務環境の改善が可能な体制の必要性や、産科区域の特定に向けた検討の必要性について記載
〃 第2章第1節 がん	●がん医療提供の取組として、妊娠性温存療法について記載 ●ピア・サポーターの養成及び認定の取組について記載 ●がん情報の発信について、患者目線に立った分かりやすい情報発信の取組について記載
〃 第2章第4節 糖尿病	●慢性腎臓病（CKD）について、コラムを記載
〃 第2章第5節 精神疾患	●県条例（「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」）策定に伴い、当事者目線の精神保健医療体制の推進について記載
〃 第5章第2節 外来医療に係る医療体制の確保	●令和4年以降から導入された外来機能報告制度や、紹介受診重点医療機関の公表基準等について記載
〃 第5章第4節 歯科医師、薬剤師、他の医療・介護従事者	●国指針を踏まえ、薬剤師の偏在状況や薬剤師確保について記載

3 関係会議体での議論

○個別分野の課題に係る会議

「5疾病6事業」と「在宅医療」の分野別の課題について、次の個別の会議体で検討を進めている。

項目		会議体名
6 事 業	第2部第1章第1節	総合的な救急医療
	〃 第2節	精神科救急
	〃 第3節	災害時医療
	〃 第4節	周産期医療
	〃 第5節	小児医療
	〃 第6節	新興感染症
5 疾 病	第2部第2章第1節	がん
	〃 第2節	脳卒中
	〃 第3節	急性心筋梗塞等の心血血管疾患
	〃 第4節	糖尿病
	〃 第5節	精神疾患
-	第2部第4章第1節	在宅医療

4 今後のスケジュール

○8次計画策定までの大まかなスケジュール

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議		<p>推進会議③</p> <p>本日 → 医療審議会</p> <p>調整会議②</p>	推進会議④	推進会議⑤	パブコメの実施	推進会議⑥	医療審議会
議題		<p>8次計画 素案たたき台</p>	8次計画 素案	8次計画 素案（パブコメ案）		8次計画 案	8次計画策定
備考		県議会	<p>○○最終年目標値の設定等 ○○基準病床数算定結果の反映等</p>	県議会	<p>○○推進会議④の意見反映等 ○○県議会意見の反映等</p>	県議会	

説明は以上です。